

ウェブ補論 5章 予算の規則 (p.119)

以下では、紙面の都合上、本文中では触れなかった予算の規則、具体的には衆議院の予算先議権や会計年度独立の原則の例外などについて説明します。

まず、憲法は、予算を立案する権利を、国の行政権を司る内閣にのみ与えています。予算の成立には国会での議決が必要です。内閣で承認された予算案は、国会に提出され、まず衆議院、その後参議院において審議、議決され、成立します。衆議院で可決された予算案が参議院で否決され、その後両院協議会で衆参両院が話し合っても決まらない場合は衆議院の優越規定から、衆議院の可決した予算案が予算として認められます。なお、暫定予算も、特別会計予算も、内閣が立案し、国会で議決されます。

本でも説明しましたが、予算には、原則毎年作らなければならないという予算の**単年度主義**と、当該年度の歳出は原則としてその年度の歳入でまかなわなければならないという**会計年度独立の原則**があります。両原則にはともに例外があります。まず、単年度主義の例外として**継続費**があります。継続費は、公共事業など完成に数年かかる事業について、国会の議決を経たうえであらかじめその事業にかかる費用の総額と毎年の支出する額を決めるものです。次に、会計年度独立の原則の例外として**繰越明許費**があります。これは、ある年度の歳出予算が使い切れなかった場合、こちらも国会の議決を経たうえで、その次の年の予算の歳出として支出するというものです。